

船橋市国民健康保険運営協議会委員の公募等に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市国民健康保険条例（昭和47年条例第16号）第2条第1号（被保険者を代表する委員）の委員5名を「船橋市附属機関等の委員の公募に関する指針」に基づき公募すること（以下「公募委員」という。）に関して必要なことを定める。

(選考委員会)

第2条 選考委員会の委員は、次の各号に定める委員で構成する。

- (1) 健康福祉局長
- (2) 健康部長
- (3) 国保年金課長
- (4) 健康づくり課長

2 選考委員会の委員長は健康福祉局長とする。

3 選考委員会は委員長が招集し、議事を整理する。

(選考)

第3条 公募委員の選考は、次の各項に掲げる方法により選考する。

1 形式審査

- (1) 船橋市国民健康保険の被保険者であること。
- (2) 公募開始の日より起算し、直近2年間国民健康保険の資格を有し、且つその期間の納期限の到来している国民健康保険料を完納していること。
- (3) 本市の他の附属機関等において委員となっていない者。
- (4) 任期期間中に75歳に到達しないこと。

2 選考委員による選考

形式審査を通過した者について、選考委員は提出された論文を、「船橋市国民健康保険運営協議会委員の選考に関する審査要領」1. 公募委員の選考方法及び評価基準(2)に基づき選考する。

(募集)

第4条 公募委員の募集は、「広報ふなばし」及び「国保年金課ホームページ」への掲載その他の方法により行う。

(事務局)

第5条 選考委員会の事務局を、国保年金課内に置く。

(その他)

第6条 この基準に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月28日から施行する。